

山下総合法律事務所

URL <http://www.y-lawoffice.com/>

〒104-0031 東京都中央区京橋 2-7-14 ビュレックス京橋 7 階
Tel: 03-6268-9511 / Fax: 03-6268-9512



“鍛えられた弁護士”たちの 少数精鋭事務所

山下聖志弁護士は、企業法務中心のローファームで15年にわたってキャリアを積んだのち、2年前に独立し、山下総合法律事務所を設立した。同事務所はいわゆる伝統的な企業法務、証券・金融や上場会社向け法務を主に扱う。大規模事務所が得意とするカテゴリーだが、「質の高いアウトプットが迅速に求められる世界で、鍛えられた弁護士が集まっています」と山下弁護士は語る。限られた時間の中で、徹底的に顧客のことを考え、徹底的に成果物のクオリティを追求する、それが“鍛えられている”の意味だ。

また山下弁護士は、「能力のみならず人間的にも信頼されてこそ、本当の意味でのクライアントの助け手になれるものです」と語る。大小問わず妥協せず誠実に仕事をやり遂げる。その過程でクライアントの傾向や社風を見極め、クライアントの実情にかなう仕事をする。その置かれた外部環境や内部事情にも丁寧に目配りし、案件の最終段階ま

で一緒に伴走する。少数精鋭だからこそできる体制、それが独立の理由でもあった。

業務の形までをスキームで作り上げる

「前例のない案件や相談もよく持ち込まれます。その場合に、いかに工夫して関係者の納得のいく解決に持ち込むか。同僚の弁護士たちと知恵を絞る日々です」。

ローファーム時代の証券会社外向経験も活かした山下弁護士の強みは、“証券法務仕込み”ともいべきスキーム構築力や対応力にある。上場会社の公開買付けでは新株発行と自己株式処分との複合取引というスキームを用い、過度の希釈化を防止しつつ、経営権の承継と企業の資金調達を同時に実現させた。M&Aでは共同持株会社の設立など、企業のビジネスモデルの設計・再構築にまで踏み込んで取引の助言を行うこともあるという。

最近注目を集めている、自社株を役員に付与する株式報酬について、山下弁護士は「企業価値に連動する株式報酬は、コーポレートガバナンス・

コードの要請を満たすとともに、経営者・株主の双方にとってWin-Winともなります」と語る。会社法、金商法、税法などの法制と実務に通じ、制度設計から株式交付に至るまで助言・手続を一貫して担い、既に数十社もの上場会社への助言実績がある。

このような新しいスキームに向かう際に重要なのは「法解釈が定まっていないうちに、企業として論理的かつ合理的な根拠を示せるか、今後を見据えた上でも問題が生じないかという観点です」と山下弁護士。その際には、法的知識のみならず、論理力や洞察力、ひいては常識的なバランス感覚が重要な役割を果たすという。まさに、弁護士としての本質的な能力が問われる場面である。

多面的な議論で若い力を伸ばし 新しいジャンルに挑戦し続ける

フィンテック、仮想通貨など先端分野の相談も寄せられるが、山下弁護士は“クライアントの本当のニーズは何か”にこだわる。「弁護士がクライアントの希望をスキームや契約書に落とし込むのは当たり前のこと。クライアントの本当のニーズは、時にクライアントから語られないものです。真のニーズを深く理解して、クライアントが想像さえしていないリスクにも対応した答えを導き出せる関係が、理想的だと思います」。

このような場面で山下弁護士が大切にするのは、若手弁護士を含む事務所メンバーとの議論だ。当初は“しばらく一人で”との思いで独立したが、ともに働きたいと若い弁護士が一人、また一人と集められ、2019年1月には6名の陣容になった。「まず、メンバーに私なりの視点を投げかけます。するとメンバーからは別の角度の意見が次々に出てきます。そうすると、最初に私が見ていた単なる“面”が“立体”になってくるのです」。山下弁護士は、若手弁護士も議論しやすい環境や雰囲気を持続することを心がけているという。その中で自ら高いクオリティとは何かを考え、行動する。若手弁護士にチャンスを与えて成長を促すのも、山下弁護士の重要なミッションだ。

山下 聖志 弁護士
Seiji Yamashita



98年東京大学法学部卒業。02年弁護士登録。05年から大手証券会社法務部門に転出。10年ミシガン大学ロースクール卒業(LL.M.)。11年ニューヨーク州弁護士登録。16年山下総合法律事務所設立。証券・金融法務の実務経験・専門的知識を活かし、上場会社や銀行・証券会社などの金融機関、投資会社などに対し、会社法や金商法、M&A、組織再編、資金調達、コーポレートガバナンスに関して幅広く助言を行っており、近時は特に株式報酬について多様な取扱い案件実績を有する。

事務所には2018年12月に中国人弁護士も加入した。「今後、中国企業によるインバウンド案件への対応がますます増えると思います」。また、最近ではクライアントの進出に伴って、欧米・オセアニア・アジアに加え、アフリカにも領域を広げている。「一般的には、現地の弁護士事務所に入れてしまうのがセオリーですが、日本からも現地の法制度の理解に努め、また逆に現地にはクライアントにとって大切な事業方針やフィロソフィーを啓蒙する。これでこそクライアントに対する付加価値になるのではないかと思います」。

事務所の理念には“関わる人々に一致と平和をもたらす”との文言がある。「弁護士はクライアントの課題や不安を担い、それを取引や紛争相手、ひいては社会と調和させて解決していく仕事だと思うのです。企業法務であっても、人の心を扱っているものです。そこに必要とされるならば、一步を踏み出す。そのような思いを共有できる方々と一緒に、事務所を作り上げていきたいと思っています」。

Data

- ◆所属弁護士等
弁護士6名(外国弁護士1名含む)(2019年2月現在)
- ◆お問い合わせ先
recruit@y-lawoffice.com
- ◆沿革
2016年8月設立
- ◆過去の主要案件
本邦初の上場会社の公開買付け(新株発行・自己株式処分との複合取引)、上場会社の共同持株会社の設立、アフリカ地域進出のための合弁出資案件、上場会社の役員向け株式報酬の制度設計・株式交付など